

摂津市保育施設利用調整基準

摂津市の保育施設については、以下のとおり基準を設け、①から順番に利用調整します。

- ①「産休・育休明け保育所等入所予約」で内定した児童(4月入所かつ0歳児のみ)
摂津市の産休・育休明け入所予約で内定を受けた児童。※入所申込が必要です。
- ②卒園児の受入れに関する施設間の連携協定に基づく転園に該当するとき
小規模保育事業の卒園児等の受入れ先として連携協定がある施設間の転園
- ③障害児等加配が必要な児童
保育士等による支援が必要な児童
- ④入所中の施設に上のクラスがなく、転園しなければならない児童(4月入所のみ)
小規模保育事業など就学前までのクラスがなく、3月末で卒園しなければならない児童。
- ⑤市内又は市外の保育施設で勤務する(又は勤務予定の)保育士の保護者がいる児童
正規職員・非正規職員を問いません。ただし、朝・夕のみのパート勤務は対象外です。
- ⑥里親に養育されている児童
- ⑦上記以外の児童
下記の「利用調整指数表」に基づき、調整します。

利用調整指数表

1 基本指数 (父母又は養育者の状況(もともと指数の低い者で算定))

番号	必要性の事由		細目	点数
1	就 労	会社等勤務 (在宅勤務含む) 自営業等	月160時間以上の勤務時間	10
2			月140時間以上月160時間未満の勤務時間	9
3			月120時間以上月140時間未満の勤務時間	8
4			月100時間以上月120時間未満の勤務時間	7
5			月64時間以上月100時間未満の勤務時間	6
6		内職等	月160時間以上従事	5
7			月120時間以上月160時間未満従事	4
8			月64時間以上月120時間未満従事	3
9	出 産	出産又は出産予定日の前後各8週間(多胎妊娠の場合、出産前14週間、出産後8週間)以内で、保育の必要な場合		8
10	保護者の 病気又は障害	病 気・怪 我	入院又は常時病臥・絶対安静	10
11			安静(子の保育ができない)	9
12			療養(子の保育に支障がある)	8
13		障 害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有する人。又はこれらと同程度の障害が認められる人	10
14			身体障害者手帳3級・4級、精神障害者手帳2級、療育手帳B1を有する人。又はこれらと同程度の障害が認められる人	8
15			身体障害者手帳5級・6級、精神障害者手帳3級、療育手帳B2を有する人。又はこれらと同程度の障害が認められる人	6
16	同居親族の常時介護又は看護			8
17	震災、風水害、火災等の復旧活動			12
18	求職活動		内定先がある場合	2
19			内定先がない場合	1
20	学校又は職業訓練		月140時間以上通学	9
21			月120時間以上月140時間未満通学	7
22			月64時間以上月120時間未満の通学	5
23	前各号に準じると認められるとき			前各号に準じる

2 調整指数(加点・減点事由)

番号	内容	点数
1	育児休業を取得中の保護者が、保育施設の入所が決まり次第、職場復帰ができる場合(4月入所希望者については申込締切日の翌日から3月までの復帰者を含む)(産前産後休業又は育児休業を取得している職場へ復職せず、退職・転職する場合を除く)	+3
2	兄弟姉妹が2人以上同時に市内保育施設へ入所申込みをする場合(番号3と併用不可)	+1
3	双子以上の多胎児が同時に入所申込みをする場合(三つ子以上の場合は、一人増えるごとに1点を加算)(番号2と併用不可)	+2
4	兄弟姉妹(多胎児を含む)が既に在園している保育施設と、同じ施設を希望する場合(兄弟姉妹の在園施設に申込児童のクラス年齢がない場合を含む)(番号5と併用不可)	+3
5	小規模保育事業など入所中の保育施設に上のクラスがなく転園しなければならない園児の弟又は妹が保育施設を希望する場合(番号4と併用不可)	+3
6	兄弟姉妹が別々の保育施設に通っており、同じ施設への転園を希望する場合	+3
7	第3子以降の児童である場合(第4子以降は、一人増えるごとに1点を加算)	+2
8	転入者又は転入予定者が入所希望月の前月まで転出地で保育施設に入っている場合	+6
9	認可保育施設が待機中であるが、認可外保育施設等を利用して、就労・就学・病氣・介護・看護をしている場合(月16日以上(週4日以上)かつ月64時間以上利用している場合)	+4
10	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯	+10
11	父母のいずれかが、年間200日以上、単身赴任の状態である場合(※勤務先による証明がある場合のみ適用)	+2
12	生活保護の受給世帯(就労による自立支援につながる場合に限る)	+5
13	当該児童を含む同居家族が障害を有する場合(障害者手帳等が提出できる場合のみ。保育を必要とする事由が保護者の病氣又は障害の場合を除く。)	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の区分の場合 +2
14		上記手帳又は手当のその他の区分の場合 +1
15	認定こども園に入所中の1号認定の児童が、同一施設の2号認定枠を希望する場合	+1
16	当初利用希望日からの待機継続期間が、1年以上の場合	+1
17	保護者以外の18歳以上65歳未満の同居者が求職活動中又は保育要件書類が未提出の場合(64時間未満の就労者を含む)	-2
18	保育施設へ申込をしていない就学前の児童が居る場合(希望施設の月齢に達していない場合を除く)	-3
19		3か月以上の滞納がある場合 -20
20	正当な理由(被災等)なく保育料等を滞納している世帯	3か月以上の滞納があるが、3年以内での完納となる額での児童手当の充当に同意している場合又は2か月以下の滞納がある場合 -1
21	申込年度内において、会社都合による職場復帰の延長や健康診断で入所不可となった場合等の本人の責めに帰さない事由以外の理由で、保育施設への入所内定を辞退している場合	-3
22	前各号に準じると認められるとき	前各号に準じる

3 基本指数に調整指数を加えた値が同点の場合の、優先順位の決定基準

※同点の場合、以下の基準を1から順に当てはめて利用調整を行います。

番号	世帯の状況
1	希望する保育施設の希望順位の高い世帯
2	基本指数が高い世帯
3	生計を一にしている小学生6年生までの児童の人数が多い世帯
4	申込書に記載している希望保育施設の数が多い世帯
5	勤務時間が短い方の保護者の勤務時間が長い世帯
6	世帯の合計所得が低い世帯
7	当初利用希望日からの待機継続期間が長い世帯